

平成29年3月7日

閣法「雇用保険法等の一部を改正する法律案」に対する代表質問（案）

民進党・無所属クラブ 郡 和子

民進党の郡和子です。

民進党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました「雇用保険法等の一部を改正する法律案」に対し質問致します。

その前に、国民の大切な財産である国有地を、安倍総理夫人が名誉校長を務める森友学園に対し、九割引という、ディスカウントストアもびっくりの破格の安値で投げ売りした件について一言申し上げます。

一連の経緯について、極めて不透明であった事はもはや国民周知の事実となりました。森友学園の籠池（かごいけ）理事長夫妻が自民党の鴻池（こうのいけ）参議院議員に語ったという通り「上から政治力で早く結論が得られるように」工作しない限り、このような結論に至るとは到底思えません。

わが党は、疑惑の核心を知る籠池理事長の参考人招致を強く求めています。与党はこの疑惑が安倍政権を直撃することを恐れてか、参考人招致を拒み、安倍総理夫妻も利用されただけと火消しに躍起です。

わが国財政は、アベノミクスのバラマキ財政によって危険水域に近づいており、財政健全化は待ったなしの課題です。にもかかわらず、大切な国有地を総理の「お友だち」あるいは「応援団」に大安売りするというのは、国民に対する背信行為です。与党には、速やかに籠池理事長の参考人招致に応じ、国民への説明責任を果たすよう求めます。

では、質問に入ります。

政府は昨年の通常国会で「雇用保険法等の一部を改正する法律案」を成立させ、雇用保険料率の引き下げ、育児・介護休業の見直し、マタニティハラスメント対策など多岐に渡る改正を行いました。雇用保険法は平成に入り14回の改正を行っています。また、改正内容には今年の1月1日施行のものも含まれており、施行まもなく、再び法改正をすれば国民生活に混乱が生じるおそれもあります。政府には現場に混乱が生じないよう慎重かつ適切な対応を求めます。

まず、失業等給付の拡充について伺います。

倒産、解雇等による離職者の失業給付の所定給付日数の一部拡充など、本法案に雇用のセーフティーネットを拡大する内容が盛り込まれたことは、一歩前

進と考えます。しかし、本法案は給付の拡充を、倒産、解雇による離職者の一部に限定するとともに、雇止め離職者への対応を暫定措置等にとどめる一方で、教育訓練給付の拡充は恒久措置です。雇用保険の本体給付と訓練給付のバランスがとれていません、なぜ今、セーフティーネットである本体給付の恒久化を先送りしたのか、厚労大臣の答弁を求めます。

次に自己都合離職者等の給付水準の引上げについて伺います。

積立金残高が平成28年度末の見込みで6兆2000億円を超えるまでに積み上がったのは、2000年改正と2003年改正で行った大幅な自己都合退職者等の給付カットが今日まで続いているということが要因と考えられます。積立金に余裕があると判断したのであれば、まず、当時カットされた自己都合退職者の給付を2000年及び2003年改正前の水準まで戻すことを検討すべきであると考えますが、検討されたかどうか、大臣の答弁を求めます。

失業等給付に係る保険料率及び国庫負担率の時的引き下げについて伺います。

国庫負担が政府の雇用対策への責任を示すものであることを鑑みれば、その大幅な引き下げは時限措置でなければなりません。本法案では、3年間の国庫負担引き下げ後、自動的に国庫負担は元に戻ることになっていますが、また法改正して引き下げを延長することはないと約束頂けるか。また、国庫負担は本来の水準の55%の額に暫定的に引き下げられていますが、本来の水準に戻すことについてどのように考えているか、答弁を求めます。

政府は国庫負担を引き下げる理由について、単に雇用情勢が改善して受給者実人員が減り、積立金が6兆円を超えるまで積み上がったため、などと短絡的な説明しかしていません。今後の給付と国庫負担、保険料率の在り方を示すべきと考えますが、厚労大臣の見解を求めます。

職業紹介に関する制度の改正について伺います。

政府は今回の法改正で募集情報等提供事業、いわゆる求人情報サイトや求人情報誌の募集情報の適正化のために講ずべき措置を指針に定めるだけにとどめました。虚偽の求人情報の呈示は、人生を左右させる悪質な行為です。指針でどの程度無くせると考えているのか、厚労大臣の見解を伺います。

また、本法案はハローワーク等を通じて虚偽の条件を呈示した求人者を罰則の対象としています。現行法でもハローワーク等を介さずに虚偽の条件を呈示した場合は罰則の対象ですが、その適用事例について、厚労省は全く把握していないとのこと。無責任なスタンスを貫き、虚偽求人の実態を把握しない

つもりか、厚労大臣の答弁を求めます。

育児休業に係る制度の見直しについて伺います。

安倍総理は「女性活躍」を連呼し続けています。一方で、平成 29 年度末までに待機児童をゼロにする約束は事実上反故にし、6 月に新たな「待機児童解消プラン」を決定する、と報じられました。出来ない事へまずお詫びをするべきです。やる振りだけを見せられてもママたちの不安は収まりません。

昨年民進党が緊急提言した、待機児童の全国統一基準も未だに作ろうとしていません。全国統一基準がないことで待機児童はゼロでも保留児童は大勢いる事態が起きています。

先日国会に多くの赤ちゃん連れのお母さんたちが集まりました。今年も保育園落ちた、さよなら私の自立、と次々発言するママたち。与党議員の姿がないことを嘆くママもいました。

待機児童はいつまでにゼロにするのか、待機児童の全国統一基準を作るのか、作らないのか、作るならいつまでに作るのか明確にすべきです。答弁を求めます。

今回の法改正では育児休業期間を最長 2 年に延長することを可能にしています。労働政策審議会雇用均等分科会の議論では、労使ともに今回の育児休業の延長について「職場、家庭内における性別役割分担意識を助長し、復帰したい女性を職場から遠ざけ、女性活躍促進に逆行する」「中小企業で人材の確保が難しくなる」「育児休業の延長よりも、保育の受け皿を整備すべきだ」など、慎重な発言が相次ぎました。にも関わらず、育休を 2 年に延長することを強引に押し進めようとする理由をお聞きします。大臣の答弁を求めます。

また今回の育休延長と、以前総理が打ち出したものの批判を浴びて引っ込めるしかなかった「3 年間抱っこし放題」と、どこがどう違うのか、どちらも女性を家庭に押し込める政策ではないか、違いを明確にご答弁ください。

男性の育休取得率は 2.65% と極めて低迷した状況ですが、政府は、男性の取得率を、2020 年までに 13% にする目標を立てています。本法案の育児休業期間の延長が 2017 年 10 月 1 日施行であることや、この法案の見直しが 5 年と附則に記載されていることを考えれば、今回の改正が目標達成に向け抜本的な取り組みを行う最後のチャンスと言えるのではないのでしょうか。

しかし、本法案では、男性の育児参加促進策について、努力義務しか設けておらず、抜本的な改善策は見送られています。これは政府が 2020 年までの目標

を降ろすということなのではないでしょうか。そうでないのであれば、諸外国の例にならい、「パパ・クォータ制」など男性の育児休業取得促進に向けた抜本施策を盛り込むべきです。もし盛り込まない、盛り込めないというならば、明言せずとも、目標を降ろしたのと同じです。大臣、この点について明快な答弁を求めます。

また、「パパ・ママ育休プラス」は、男女が交互または同時に取れば、育児休業の期間を1歳2ヶ月まで延長できるというものですが、今回の改正で、保育園に入れなかった場合、最大2歳まで育児休業を延長でき、更に「パパ・ママ育休プラス」との差は開きます。いつまでたっても男性の育休取得にはつながりません。

そもそも育休取得者でも経済上の理由や、休業を長く取ると保育所に入れなくなるといった理由から、1年程度で復帰を希望する人が多いと思われませんが、どの程度の方が2年に延長することを必要としているのか、立法事実をご説明ください。厚労大臣の答弁を求めます。

育休を2年に延長することによって辞めずに済む人がいる、とは思いますが、まずは男性が率先して育休を取得できる仕組みづくりや、復帰したいタイミングで安心して子どもが預けられる0歳児・1歳児の保育所の整備に重点的に取り組むことが必要ではないでしょうか。保育所整備のために、保育士不足の深刻な状況を変える。政府の予算案の処遇改善では不十分です。民進党などは全ての保育士の給与を5万円引き上げる法案をすでに国会に提出していますが、未だその法案は審議頂けません。改めて、政府・与党に審議するよう強く求めます。大臣の答弁を求めます。

就学前の子どもの育ちには、親や保護者が子どもと向き合える環境を整えることが重要です。時間外労働の上限規制だけでなく、インターバル規制も導入すべきです。

民進党など野党4党が提出している長時間労働規制法案には、勤務の終わりに翌日の勤務開始までに一定時間以上の休息を確保するため、インターバル規制の導入を義務付けています。インターバル規制の導入が、今月中にまとめられる働き方改革の実行計画に盛り込まれるのか、また、子育てと仕事の両立のためにも、過重な長時間労働を促進する「高度プロフェッショナル制度」の創設や裁量労働制の拡大はしない、と力強く宣言出来るのか、働き方改革担当大臣と厚生労働大臣の明確な答弁を求めます。

最後に本法案が、雇止めされた方や、子育てで仕事を辞めざるを得ない窮地に立たされている保護者のセーフティネットとして機能し、悪質な事業者から新しい仕事にチャレンジしようとする方を守るものとなるよう、当事者の声に真摯に向き合い、徹底した審議を行うことを求め、私の質問を終わります。

以上